平成２４年１１月１４日

相続の基本知識と遺言の活用

～家族の安心としあわせのために～

トイーゴセミナー「私らしい生き方」講座～今から考える充実シニアライフ～

目　　次

１　クイズ　……３
２　相続について　……４
３　遺言について　……１２
４　資料　……１６
５　プロフィール　……２５

この講義のポイント

①ご自分の相続人が誰かを理解しましょう

②相続の制度の基本を理解しましょう。

③遺産分割で相続人がトラブルにならないよう，安心のため，遺言書を作成しましょう。

本当は，相続税の知識も必要ですが，私は税金のプロではないので，今回は省きます。

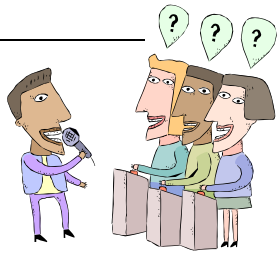

クイズ

〇か×を入れてください。

1　エンディングノートを書いておけば，遺言はいらない

…＿＿＿＿＿

2　夫婦で仲良く一緒に遺言をすることができる　…＿＿＿＿＿

3　「この遺言は撤回しない」と遺言に書いても，撤回できる

…＿＿＿＿＿

4　祖父が健在の場合，自分の財産を祖父が相続する場合もある

…＿＿＿＿＿

5　遺言書は，鉛筆では無効になってしまう…＿＿＿＿＿

6　亡くなった方が書いた遺言書の封筒が見つかった場合，勝手に開いて見てはいけない　…＿＿＿＿＿

いくつできましたか？

2　相続について

（1）親族関係についての用語の説明

血　　族…血縁のつながっている者。

姻　　族…配偶者の血族との関係。

直系血族…一方が他方の子孫に当たる関係にある血族（縦の関係。父母，祖父母など）

傍系血族…共通の始祖から別れた枝の関係にある血族（横の関係。兄弟姉妹など）。

尊　　属…自分の父母や祖父母など，自分より先の世代の血族（いわば目上の関係）。

卑　　属…子や孫など，自分より後の世代の血族（いわば目下の関係）。

（2）親族関係図での説明

①「親等」の数え方

「民法７２６条

1　親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。

2　傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。」

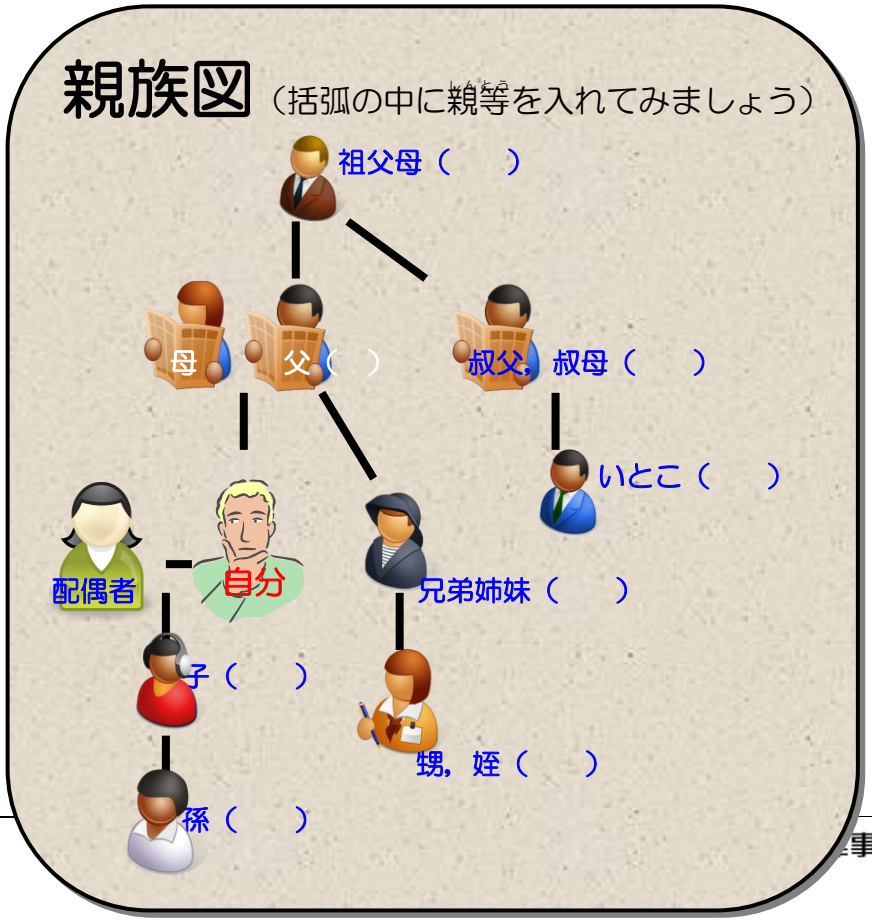

（3）「親族」とは？　　ー民法で定める「親族」は，とても広い！！

「民法第 725 条　次に掲げる者は、親族とする。

1. ６親等内の血族
2. 配偶者
3. ３親等内の姻族」

自分の親族を調べるためには…自分の**戸籍謄本**や**改製原戸籍**（かいせいはらこせき）を取ればよい。

ちなみに…民法 877 条　（扶養義務者）

1　（　　）及び（　　）は、互いに扶養をする義務がある。

2　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、（　　）親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

（4）相続とは？

なぜ「相続」があるのか？

①被相続人（亡くなった方）の意思の尊重

②潜在的共有財産の清算（潜在的持分の払い戻し）

③遺族の生活保障

④権利安定の確保

上手に遺言や相続ができると，４つともうまく生かすことができる。

それに失敗すると，「争族」になってしまう。

相続なんてしない方がよかった，ということになってしまう

（「子孫のために美田を残さず」「児孫の為に美田を買わず」）

（5）いつ相続が始まるか？

被相続人が亡くなった時から開始。

「第８８２条　　相続は、死亡によって開始する。」

（6）誰がどの割合で相続するか？

法定相続分（遺言がない場合）…民法 900 条

配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
1/2	1/2		
2/3		1/3	
3/4			1/4

例：被相続人に配偶者と子がいれば，1/2 ずつ相続する。子が複数いれば，1/2 を更に分ける。配偶者がいなければ，子が全部相続する。

（注意）

①子のうち，「非嫡出子」（法律上の婚姻関係にない男女の子）は，「嫡出子」（法律上の婚姻関係にある男女の子）の相続分の２分の１となる。ここは法の下の平等の観点から問題があり，改正が検討されているところ。

②「直系尊属」には，父母だけでなく祖父母も含まれる。まず親等の近い父母が，父も母もいないときは祖父母が相続人になる。

③兄弟姉妹が数人いるときは，父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟）の相続分は，父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟）の相続分の２分の１になる。

代襲相続…子が死亡していれば，子の子が，子の子が死亡していれば，子の孫が再代襲する。兄弟姉妹が死亡していれば，兄弟姉妹の子が「代襲相続」する（兄弟姉妹の孫は再代襲できない）。
直系尊属は代襲しない。
相続欠格・廃除（後述）は代襲原因。
相続放棄（後述）は代襲原因ではない。
↓
要するに，子どもやその子，孫がいずれもいないときに，直系尊属が相続人となる。直系尊属がいないときには，兄弟姉妹が相続人となる。兄弟姉妹もその子もいないときには，配偶者しか相続人にならない。

（参考）新司法試験平成 18 年短答式民事系第 7 問（回答は 24 ページ）

代襲相続に関する次のアからオまでの記述のうち，誤っているものを組み合わせたものは，後記１から５までのうちどれか。

ア．被相続人Ａの子Ｂの養子Ｃは，Ａの代襲相続人となり得ない。
イ．被相続人Ａの子Ｂの子Ｃは，Ａの死亡時に胎児であれば，Ａの代襲相続人となる場合がある。
ウ．被相続人Ａの子Ｂの子Ｃは，Ａの死亡以前にＢが死亡していなくても，Ａの代襲相続人となる場合がある。
エ．被相続人Ａの配偶者Ｂの子Ｃは，Ａの代襲相続人となり得ない。
オ．被相続人Ａの父Ｂの父Ｃは，Ａの代襲相続人となる場合がある。

１．アウ　２．アオ　３．イウ　４．イエ　５．エオ

記入してみましょう～ご自分の相続人は誰ですか？

○=家庭裁判所では，男性を表すときに使うことがあります。 △=家庭裁判所では，女性を表すときに使うことがあります。

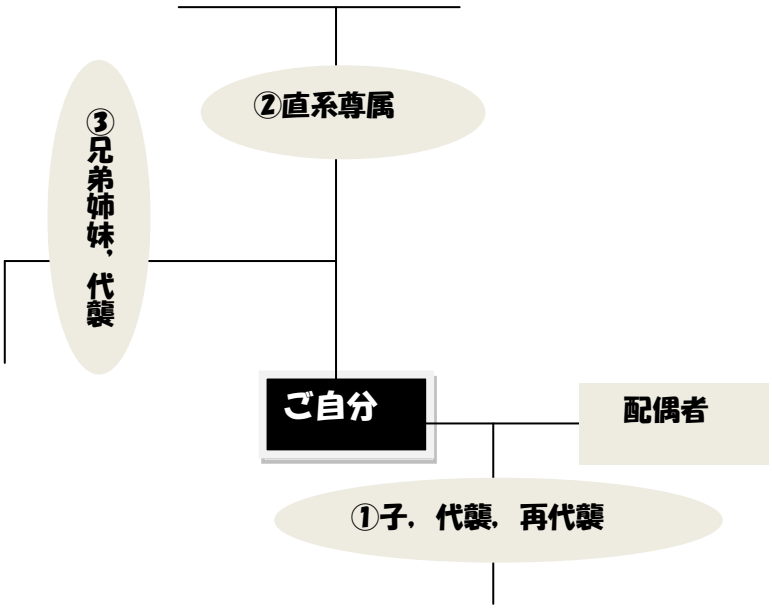

特別受益…民法 903 条。相続人の中で，特定の人だけが資金の援助を受けていたなどの場合，「特別受益」として受益分を加えた額を相続財産とみなし，受益者の相続分が減額される（遺贈の場合もあるが，説明が長くなるので省略)。ただし，多くもらった分を返す必要はない。

特別受益の期間制限は**ない**（何年前にもらったものでも，特別受益の対象になる)。

（例）　相続人が妻Ａ，子２人（Ｂ，Ｃ）で，遺産総額が 1200 万円，Ｂへの生前贈与が 200 万円だった場合 …Ｂの相続分は 150 万円。

寄与分…民法 904 条の 2。相続人の中で，被相続人の事業の手伝い，出費，被相続人の療養看護その他の方法で被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした人がいるときは，相続対象財産から寄与分を控除したものを相続財産とみなし，算定した相続分に寄与分を加えた額をもって相続分とする。

（例）　相続人が妻Ａ，子３人（Ｂ，Ｃ，Ｄ）で，遺産総額が 1200 万円，Ｂの寄与分が 300 万円だった場合 …Ｂの相続分は 450 万円。

（７）相続資格を失う場合と失わない場合

相続開始前と相続開始後の喪失事由がある。

①相続開始前に失う場合

（ⅰ）相続欠格（民法 891 条。被相続人を殺し刑罰を受けた等）

（ⅱ）廃除（被相続人が請求するもの。）

民法 892 条

「遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。」

②相続開始後　相続するか否か，相続人の選択肢が**３つ**ある。

（ⅰ）**相続放棄**…民法 915 条，938 条以下。初めから相続人とならなかったものとみなされる。相続開始を知ってから**３か月**の熟慮期間内に**家裁**に放棄の申述をしなければならない。放棄をすると，被相続人の負債も承継しなくて済むようになる。相続前に放

棄することはできない。

(コラム)相続したことを知らずに3か月過ぎてしまった場合は？
（最高裁昭和 59 年 4 月 27 日判決）相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から３か月以内に限定承認または相続放棄をしなかったのが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、民法 915 条 1 項所定の期間（3 か月）は、相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時または通常これを認識しうべかりし時から起算するのが相当である。

(ⅱ)限定承認…民法 922 条以下。相続財産の限度で被相続人の債務を弁済するという留保付きの承認。相続開始を知って**３か月**内に共同相続人全員で家裁へ申述することが必要。

(ⅲ)単純承認…民法 920 条以下。無限に被相続人の権利義務を承継する。相続人が相続財産を処分したときや，３か月の期間に(1)(2)の手続をしなかったとき，相続財産を隠匿したり自分で消費したりしたときには単純承認をしたとみなされる

（８）相続権が侵害された場合

相続回復請求権…民法 884 条。相続権を侵害されたときから５年の消滅時効，相続開始から２０年の期間制限がある。共同相続人の場合には，他に共同相続人がいることを知らず，合理的理由がある場合に適用される。

（９）遺産分割（民法 906 条以下）

共同相続人は，被相続人が遺言で禁じた場合を除き，いつでも遺産分割をすることができる。ただし，**相続人全員**で協議する必要がある。

協議分割…相続人の協議で分割する場合。

調停分割…家庭裁判所で調停を行って話し合う場合。
調停とは，家庭裁判所の「調停委員」2 人が間に入り，意見の調整をしていく手続。遺産分割の調停は，比較的長期間かかる場合が多い。

審判分割…協議が整わないときや協議ができないときに家庭裁判所の審判を受ける場合。

ちなみに…

①相続人に胎児がいるときは,胎児の出生後に遺産分割をするのが実務。

②遺言があっても，共同相続人全員でそれとは異なる遺産分割をすることも可能。
③法務局での登記や金融機関での預金払戻のためには，全員の印鑑証明書の添付が必要なことが多い（金融機関によって取扱が異なる）。
④遺産分割協議が終わらない間に相続税の申告期限（相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内）が来てしまった場合には，法定相続分を前提に課税価額を出す。その後に協議が成立した場合には修正申告や更正の請求をすることになる。
⑤相続人に未成年者がいる場合には，法定代理人（親権者）が，親権者も相続人である場合には利害が対立するので裁判所に特別代理人を選任してもらって分割する。
⑥相続人に認知症の患者が射る場合には，成年後見申立が必要となる場合もある。
⑦協議中に財産が消失してしまう恐れがある場合には,「調停前の仮の措置」や「審判前の保全処分」を申し立てる方法がある。
⑧相続登記（相続による法定相続分での共有持分の登記）は，他の相続人の承諾がなくても，相続人の 1 人で可能（他の相続人の 1 人が,「土地は自分 1 人のものだ」などと言っている場合には，まず相続登記をしてしまうというのも手段の一つ。

（コラム）遺産である不動産から生じた賃料など（果実）は？

最高裁平成 17 年 9 月 8 日判決「遺産は，相続人が数人あるときは，相続開始から遺産分割までの間，共同相続人の共有に属するものであるから，この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は，遺産とは別個の財産というべきであって，各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得する」「遺産分割は，相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが，各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は，後にされた遺産分割の影響を受けない」

→遺産分割により取得した財産は、被相続人より各相続人が直接取得したことになるが，相続開始後遺産分割前に当該財産から生じた果実は，共同相続人間における遺産とは別個の共有財産となる。そのため，賃料は，共同相続人全員による遺産分割協議によって分割するか，訴訟手続によって分割することになる。

遺産分割は，多くがトラブルになります！

よくある誤解…

①「自分は，相続税がかかるほどの遺産がない（現行：5000 万円以下）ので遺族は揉めないだろう。」

↓

実際は…

家庭裁判所で遺産分割をする多くのケースが 5000 万円以下のケースです。

（最高裁判所司法統計年報　平成 23 年度遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（「分割をしない」を除く）　遺産の内容別遺産の価額別　全家庭裁判所データ）

遺産の価額	総数	土地	建物	現金等	動産その他	土地・建物	土地・現金等
総数	**7 892**	**815**	**134**	**925**	**91**	**1 485**	**477**
	(4 924)	(426)	(76)	(539)	(51)	(812)	(296)
1000 万円以下	2 470	478	99	475	50	604	131
	(1 349)	(254)	(57)	(253)	(30)	(310)	(70)
5000 万円以下	3 571	261	23	368	22	641	248
	(2 383)	(154)	(13)	(244)	(14)	(377)	(164)
1 億円以下	910	26	2	53	7	114	51
	(618)	(7)	(2)	(29)	(4)	(66)	(32)
5 億円以下	571	15	－	16	－	54	24
	(384)	(5)	－	(8)	－	(27)	(17)
5 億円を超える	41	1	－	－	1	4	1
	(29)	－	－	－	－	(2)	(1)
算定不能・不詳	329	34	10	13	11	68	22
	(161)	(6)	(4)	(5)	(3)	(30)	(12)

(注)（ ）内は，代償金を支払う旨の定めがされた件数で，内数である。「現金等」とは，現金，預金及び有価証券等をいい，遺産を換価した場合も含む。

つまり…家庭裁判所で遺産分割事件になった 7892 件のうち，6041 件（76.5%）が 5000 万円以下の事件なのです。

②「自分の息子，娘たちは仲が良かったので，揉めないだろう」

↓

実際は…　**息子の嫁や娘の夫，家族たちが関与してくると，骨肉の争いになります。**

そのため，生前に遺言を残しておくことがポイントなのです。

3　遺言について

（１）遺言（いごん，ゆいごん）とは？

被相続人の最終意思を尊重させるために残しておくもの。

「遺書」ではない。縁起の悪いものではない。

万が一のときに家族が困らないようにするという意味では生命保険と同じ役割を果たす。元気はつらつで意思が清明なうちに遺言を作成しておくのがオススメ。１５歳から遺言ができる。

遺言はいつでも撤回・変更できる。

（２）遺言の内容は？

大きく分けると…

①相続分についての指定など

前述の法定相続分と異なる分け方を指定することができる。

②第三者への遺贈などの財産処分

③認知や未成年後見人の指定等，身分関係の指示

④遺言の執行についての指示（遺言執行者の指定等）

これ以外の内容についても書くことはできるが，法的な意味はない。

（３）遺言の方法は？

普通方式（緊急時ではないときに使う遺言）には，３種類ある。

①自筆証書遺言（民法第９６８条）

全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押せば完了。

ワープロではダメ。

メリット：簡単。費用がかからない。遺言を秘密にできる。

デメリット：紛失，偽造，変造の危険がある。内容が曖昧であると，効力が問題になったり，相続人の間でトラブルになったりすることがある。字が書けない人は使えない。遺言の執行には家庭裁判所の「検認」手続が必要（１００４条，１００５条。違反した場合には５万円以下の過料が科せられる）。

②公正証書遺言（民法第９６９条以下）

ⅰ　証人二人以上の立会いがあること。

ⅱ　遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。

ⅲ　公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に

読み聞かせ、又は閲覧させること。

ⅳ　遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

ⅴ　公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

が必要（手話等での遺言の特則もある）

メリット：紛失，偽造，変造のおそれはない。専門家が作成するので，内容が明確。家庭裁判所の検認は不要。

デメリット：手間と費用がかかる。証人や公証人に内容が知られる。

③秘密証書遺言（民法第９７０条）

ⅰ　遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。

ⅱ　遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。

ⅲ　遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

ⅳ　公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。

が必要。

メリット：遺言の存在は明らかにしながら，内容は秘密にできる。署名押印ができれば，本文は代筆，タイプ，点字等でもできる。手数料が定額。

デメリット：公証人は内容をチェックしないので，遺言の要件が欠けて無効となってしまう可能性あり。検認手続が必要。遺言の紛失の恐れがある。

（４）遺留分について（民法１０２８条以下）

①遺留分とは

兄弟姉妹を除く法定相続人には遺留分がある。

遺言で１円ももらえないと書いてあっても，遺留分権利者は，遺留分減殺請求ができる。遺留分は相続前に放棄することもできる（家

庭裁判所の許可が必要)。

②遺留分率

相続人が直系尊属のみであれば法定相続の 1/3, その他の場合 1/2 が遺留分となる。

（例１）　相続人が妻Ａ，子１人（Ｂ）で，遺産総額が 1200 万円　遺言に「全財産をＡに相続させる」と書いてあった場合
…ＢはＡに 300 万円の遺留分減殺請求ができる。
（例２）　相続人が妻Ａ，被相続人の弟２人（Ｂ，Ｃ）で，遺産総額が 1200 万円　遺言に「全財産をＡに相続させる」と書いてあった場合
…ＢＣはＡに遺留分減殺請求ができない。
（例３）　相続人が妻Ａ，被相続人の弟２人（Ｂ，Ｃ）で，遺産総額が 1200 万円　遺言に「全財産をＤに遺贈する」と書いてあった場合
…ＡはＤに 300 万円の遺留分減殺請求ができる。Ｂ，Ｃは請求できない。

③期間制限

相続開始・減殺すべき遺贈等があったことを知ったときから**１年**の消滅時効，相続開始から１０年の期間制限がある。そのため，遺留分が害されていることがわかったら，すぐに遺留分減殺請求をする内容証明郵便を書いておく。

（５）自筆証書遺言の例（典型的なパターン）

一目で遺言とわかるよう，タイトルを付けるのが望ましい。

遺言書

遺言者 問御所太郎は，次のとおり遺言する。

第１条　遺言者は，遺言者の有する以下の土地を，長男一郎に相続させる。

所　在　長野市問御所町１０丁目
地　番　１番
地　目　田
地　積　２００．１０㎡

正確に登記簿どおり記載しないと，相続の登記ができない場合があります。別途財産目録を付ける方法もあります。その場合は契印（割印）をします。

第２条　遺言者は，前二条を除く動産，自動車，預金，現金及びその他一切の財産を，妻花子及び二男次郎に各２分の１の割合で相続させる。

第３条　遺言者は，この遺言の遺言執行者として，次の者を指定する。

長野市西後町1597番地１
弁護士　板谷健太郎（昭和５０年４月２０日生）

自動車や預金は，できれば明確に財産目録で特定したほうが望ましい。

（付言事項）

上記遺言は，農家を継いでくれた一郎に土地を，私の世話をしてくれた花子と次郎にそれ以外の財産を相続させるものである。私の趣旨を酌み取り，家族仲良く生活して欲しい。

平成２４年１１月３０日

日付。年月日を明らかにできなければなりません。「吉日」ではだめです。

署名・押印。
必ずしなければなりません。

住　所　長野市問御所町１０－１
遺言者　問御所太郎　印

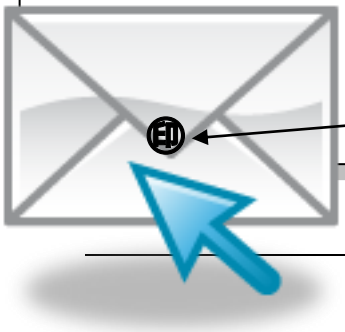

できれば封筒に入れ，封印をしておくのが望ましい。

資料

民法条文集

第四編　親族
　　第一章　総則

（親族の範囲）
第七百二十五条　　次に掲げる者は、親族とする。
一　　六親等内の血族
二　　配偶者
三　　三親等内の姻族
（親等の計算）
第七百二十六条　　親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。
２　　傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。
（縁組による親族関係の発生）
第七百二十七条　　養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同一の親族関係を生ずる。
（離婚等による姻族関係の終了）
第七百二十八条　　姻族関係は、離婚によって終了する。
２　　夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。
（離縁による親族関係の終了）
第七百二十九条　　養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。
（親族間の扶け合い）
第七百三十条　　直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない。

　第五編　相続
　　第一章　総則

（相続開始の原因）
第八百八十二条　　相続は、死亡によって開始する。
（相続開始の場所）
第八百八十三条　　相続は、被相続人の住所において開始する。
（相続回復請求権）
第八百八十四条　　相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。
（相続財産に関する費用）
第八百八十五条　　相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する。ただし、相続人の過失によるものは、この限りでない。
２　　前項の費用は、遺留分権利者が贈与の減殺によって得た財産をもって支弁することを要しない。
　　第二章　相続人

（相続に関する胎児の権利能力）
第八百八十六条　　胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。
２　　前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。
（子及びその代襲者等の相続権）
第八百八十七条　　被相続人の子は、相続人となる。
２　　被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
３　　前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。
第八百八十八条　　削除
（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）
第八百八十九条　　次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。
一　　被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
二　　被相続人の兄弟姉妹
２　　第八百八十七条第二項の規定は、前項第二号の場合について準用する。
（配偶者の相続権）
第八百九十条　　被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第八百八十七条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。
（相続人の欠格事由）
第八百九十一条　　次に掲げる者は、相続人となることができない。
一　　故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者
二　　被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。
三　　詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
四　　詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
五　　相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者
（推定相続人の廃除）
第八百九十二条　　遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。
（遺言による推定相続人の廃除）
第八百九十三条　　被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。
（推定相続人の廃除の取消し）
第八百九十四条　　被相続人は、いつでも、推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。
２　　前条の規定は、推定相続人の廃除の取消しについて準用する。
（推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産の管理）
第八百九十五条　　推定相続人の廃除又はその取消しの請求があった後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によって、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。推定相続人の廃除の遺言があったときも、同様とする。
２　　第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。
　　第三章　相続の効力

　　第一節　総則

（相続の一般的効力）
第八百九十六条　　相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。
（祭祀に関する権利の承継）

第八百九十七条　系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。
２　前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。
（共同相続の効力）
第八百九十八条　相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。
第八百九十九条　各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。
第二節　相続分

（法定相続分）
第九百条　同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。
一　子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
二　配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
三　配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分の三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
四　子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。
（代襲相続人の相続分）
第九百一条　第八百八十七条第二項又は第三項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。
２　前項の規定は、第八百八十九条第二項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。
（遺言による相続分の指定）
第九百二条　被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。ただし、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。
２　被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを第三者に定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二条の規定により定める。
（特別受益者の相続分）
第九百三条　共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前三条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。
２　遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。
３　被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する。
第九百四条　前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があったときであっても、相続開始の時においてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。
（寄与分）
第九百四条の二　共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。
２　前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。
３　寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
４　第二項の請求は、第九百七条第二項の規定による請求があった場合又は第九百十条に規定する場合にすることができる。
（相続分の取戻権）
第九百五条　共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。
２　前項の権利は、一箇月以内に行使しなければならない。
第三節　遺産の分割

（遺産の分割の基準）
第九百六条　遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。
（遺産の分割の協議又は審判等）
第九百七条　共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。
２　遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。
３　前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。
（遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止）
第九百八条　被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。
（遺産の分割の効力）
第九百九条　遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。
（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）
第九百十条　相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。
（共同相続人間の担保責任）
第九百十一条　各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う。
（遺産の分割によって受けた債権についての担保責任）
第九百十二条　各共同相続人は、その相続分に応じ、他の共同相続人が遺産の分割によって受けた債権について、その分割の時における債務者の資力を担保する。
２　弁済期に至らない債権及び停止条件付きの債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。
（資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担）
第九百十三条　担保の責任を負う共同相続人中に償還をする資力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、それぞれその相続分に応じて分担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。
（遺言による担保責任の定め）
第九百十四条　前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、適用しない。
第四章　相続の承認及び放棄

第一節　総則

（相続の承認又は放棄をすべき期間）
第九百十五条　相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若し

くは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。
２　相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。
第九百十六条　相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。
第九百十七条　相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五条第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算する。
（相続財産の管理）
第九百十八条　相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。
２　家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。
３　第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。
（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）
第九百十九条　相続の承認及び放棄は、第九百十五条第一項の期間内でも、撤回することができない。
２　前項の規定は、第一編（総則）及び前編（親族）の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。
３　前項の取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。相続の承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様とする。
４　第二項の規定により限定承認又は相続の放棄の取消しをしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

第二節　相続の承認

第一款　単純承認

（単純承認の効力）
第九百二十条　相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。
（法定単純承認）
第九百二十一条　次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。
一　相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。
二　相続人が第九百十五条第一項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。
三　相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき。ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続の承認をした後は、この限りでない。

第二款　限定承認

（限定承認）
第九百二十二条　相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。
（共同相続人の限定承認）
第九百二十三条　相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれをすることができる。
（限定承認の方式）
第九百二十四条　相続人は、限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。
（限定承認をしたときの権利義務）
第九百二十五条　相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかったものとみなす。
（限定承認者による管理）
第九百二十六条　限定承認者は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。
２　第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
（相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告）
第九百二十七条　限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、すべての相続債権者（相続財産に属する債務の債権者をいう。以下同じ。）及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。
２　前項の規定による公告には、相続債権者及び受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者を除斥することができない。
３　限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
４　第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。
（公告期間満了前の弁済の拒絶）
第九百二十八条　限定承認者は、前条第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。
（公告期間満了後の弁済）
第九百二十九条　第九百二十七条第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産をもって、その期間内に同項の申出をした相続債権者その他知れている相続債権者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。
（期限前の債務等の弁済）
第九百三十条　限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。
２　条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。
（受遺者に対する弁済）
第九百三十一条　限定承認者は、前二条の規定に従って各相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。
（弁済のための相続財産の換価）
第九百三十二条　前三条の規定に従って弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付さなければならない。ただし、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。
（相続債権者及び受遺者の換価手続への参加）
第九百三十三条　相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競売又は鑑定に参加することができる。この場合においては、第二百六十条第二項の規定を準用する。
（不当な弁済をした限定承認者の責任等）
第九百三十四条　限定承認者は、第九百二十七条の公告若しくは催告をすることを怠り、又は同条第一項の期間内に相続債権者若しくは受遺者に弁済をしたことによって他の相続債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。第九百二十九条から第九百三十一条までの規定に違反して弁済をしたときも、同様とする。
２　前項の規定は、情を知って不当に弁済を受けた相続債権者又は受遺者に対する他の相続債権者又は受遺者の求償を妨げない。
３　第七百二十四条の規定は、前二項の場合について準用する。
（公告期間内に申出をしなかった相続債権者及び受遺者）
第九百三十五条　第九百二十七条第一項の期間内に同項の申出をしなかった相続債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかったものは、残余財産についてのみその権利を行使することができる。ただし、相続財産について特別担保を有する者は、この限りでない。
（相続人が数人ある場合の相続財産の管理人）

第九百三十六条　相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。
２　前項の相続財産の管理人は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。
３　第九百二十六条から前条までの規定は、第一項の相続財産の管理人について準用する。この場合において、第九百二十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるのは、「その相続財産の管理人の選任があった後十日以内」と読み替えるものとする。
（法定単純承認の事由がある場合の相続債権者）
第九百三十七条　限定承認をした共同相続人の一人又は数人について第九百二十一条第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産をもって弁済を受けることができなかった債権額について、当該共同相続人に対し、その相続分に応じて権利を行使することができる。

第三節　相続の放棄

（相続の放棄の方式）
第九百三十八条　相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。
（相続の放棄の効力）
第九百三十九条　相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。
（相続の放棄をした者による管理）
第九百四十条　相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。
２　第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第五章　財産分離

（相続債権者又は受遺者の請求による財産分離）
第九百四十一条　相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家庭裁判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後も、同様とする。
２　家庭裁判所が前項の請求によって財産分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があったこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。
３　前項の規定による公告は、官報に掲載してする。
（財産分離の効力）
第九百四十二条　財産分離の請求をした者及び前条第二項の規定により配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先立って弁済を受ける。
（財産分離の請求後の相続財産の管理）
第九百四十三条　財産分離の請求があったときは、家庭裁判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。
２　第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。
（財産分離の請求後の相続人による管理）
第九百四十四条　相続人は、単純承認をした後でも、財産分離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産の管理をしなければならない。ただし、家庭裁判所が相続財産の管理人を選任したときは、この限りでない。
２　第六百四十五条から第六百四十七条まで並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。
（不動産についての財産分離の対抗要件）
第九百四十五条　財産分離は、不動産については、その登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
（物上代位の規定の準用）
第九百四十六条　第三百四条の規定は、財産分離の場合について準用する。
（相続債権者及び受遺者に対する弁済）
第九百四十七条　相続人は、第九百四十一条第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。
２　財産分離の請求があったときは、相続人は、第九百四十一条第二項の期間の満了後に、相続財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。
３　第九百三十条から第九百三十四条までの規定は、前項の場合について準用する。
（相続人の固有財産からの弁済）
第九百四十八条　財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産をもって全部の弁済を受けることができなかった場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行使することができる。この場合においては、相続人の債権者は、その者に先立って弁済を受けることができる。
（財産分離の請求の防止等）
第九百四十九条　相続人は、その固有財産をもって相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。ただし、相続人の債権者が、これによって損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。
（相続人の債権者の請求による財産分離）
第九百五十条　相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、相続人の債権者は、家庭裁判所に対して財産分離の請求をすることができる。
２　第三百四条、第九百二十五条、第九百二十七条から第九百三十四条まで、第九百四十三条から第九百四十五条まで及び第九百四十八条の規定は、前項の場合について準用する。ただし、第九百二十七条の公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がしなければならない。

第六章　相続人の不存在

（相続財産法人の成立）
第九百五十一条　相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。
（相続財産の管理人の選任）
第九百五十二条　前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。
２　前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。
（不在者の財産の管理人に関する規定の準用）
第九百五十三条　第二十七条から第二十九条までの規定は、前条第一項の相続財産の管理人（以下この章において単に「相続財産の管理人」という。）について準用する。
（相続財産の管理人の報告）
第九百五十四条　相続財産の管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない。
（相続財産法人の不成立）
第九百五十五条　相続人のあることが明らかになったときは、第九百五十一条の法人は、成立しなかったものとみなす。ただし、相続財産の管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。
（相続財産の管理人の代理権の消滅）
第九百五十六条　相続財産の管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。
２　前項の場合には、相続財産の管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。
（相続債権者及び受遺者に対する弁済）
第九百五十七条　第九百五十二条第二項の公告があった後二箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨

を公告しなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。
２　第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで（第九百三十二条ただし書を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。
（相続人の捜索の公告）
第九百五十八条　前条第一項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。
（権利を主張する者がない場合）
第九百五十八条の二　前条の期間内に相続人としての権利を主張する者がないときは、相続人並びに相続財産の管理人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。
（特別縁故者に対する相続財産の分与）
第九百五十八条の三　前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。
２　前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内にしなければならない。
（残余財産の国庫への帰属）
第九百五十九条　前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第九百五十六条第二項の規定を準用する。

第七章　遺言

第一節　総則

（遺言の方式）
第九百六十条　遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。
（遺言能力）
第九百六十一条　十五歳に達した者は、遺言をすることができる。
第九百六十二条　第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定は、遺言については、適用しない。
第九百六十三条　遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない。
（包括遺贈及び特定遺贈）
第九百六十四条　遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。
（相続人に関する規定の準用）
第九百六十五条　第八百八十六条及び第八百九十一条の規定は、受遺者について準用する。
（被後見人の遺言の制限）
第九百六十六条　被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。
２　前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、適用しない。

第二節　遺言の方式

第一款　普通の方式

（普通の方式による遺言の種類）
第九百六十七条　遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。
（自筆証書遺言）
第九百六十八条　自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
２　自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。
（公正証書遺言）
第九百六十九条　公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。
一　証人二人以上の立会いがあること。
二　遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
三　公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
四　遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
五　公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。
（公正証書遺言の方式の特則）
第九百六十九条の二　口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。
２　前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。
３　公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。
（秘密証書遺言）
第九百七十条　秘密証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。
一　遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。
二　遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。
三　遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。
四　公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。
２　第九百六十八条第二項の規定は、秘密証書による遺言について準用する。
（方式に欠ける秘密証書遺言の効力）
第九百七十一条　秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠けるものがあっても、第九百六十八条に定める方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。
（秘密証書遺言の方式の特則）
第九百七十二条　口がきけない者が秘密証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述し、又は封紙に自書して、第九百七十条第一項第三号の申述に代えなければならない。
２　前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。
３　第一項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨を封紙に記載して、第九百七十条第一項第四号に規定する申述の記載に代えなければならない。
（成年被後見人の遺言）
第九百七十三条　成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。
２　遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあっては、その封紙にその旨の記載をし、署名し、印を押さなければならない。
（証人及び立会人の欠格事由）
第九百七十四条　次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。
一　未成年者

二　推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
三　公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人
（共同遺言の禁止）
第九百七十五条　遺言は、二人以上の者が同一の証書ですることができない。

第二款　特別の方式

（死亡の危急に迫った者の遺言）
第九百七十六条　疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをすることができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押さなければならない。
２　口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。
３　第一項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。
４　前三項の規定によりした遺言は、遺言の日から二十日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。
５　家庭裁判所は、前項の遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。
（伝染病隔離者の遺言）
第九百七十七条　伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。
（在船者の遺言）
第九百七十八条　船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。
（船舶遭難者の遺言）
第九百七十九条　船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。
２　口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。
３　前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。
４　第九百七十六条第五項の規定は、前項の場合について準用する。
（遺言関係者の署名及び押印）
第九百八十条　第九百七十七条及び第九百七十八条の場合には、遺言者、筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印を押さなければならない。
（署名又は押印が不能の場合）
第九百八十一条　第九百七十七条から第九百七十九条までの場合において、署名又は印を押すことのできない者があるときは、立会人又は証人は、その事由を付記しなければならない。
（普通の方式による遺言の規定の準用）
第九百八十二条　第九百六十八条第二項及び第九百七十三条から第九百七十五条までの規定は、第九百七十六条から前条までの規定による遺言について準用する。
（特別の方式による遺言の効力）
第九百八十三条　第九百七十六条から前条までの規定によりした遺言は、遺言者が普通の方式によって遺言をすることができるようになった時から六箇月間生存するときは、その効力を生じない。
（外国に在る日本人の遺言の方式）
第九百八十四条　日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。

第三節　遺言の効力

（遺言の効力の発生時期）
第九百八十五条　遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。
２　遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。
（遺贈の放棄）
第九百八十六条　受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。
２　遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。
（受遺者に対する遺贈の承認又は放棄の催告）
第九百八十七条　遺贈義務者（遺贈の履行をする義務を負う者をいう。以下この節において同じ。）その他の利害関係人は、受遺者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨の催告をすることができる。この場合において、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。
（受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄）
第九百八十八条　受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、遺贈の承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
（遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消し）
第九百八十九条　遺贈の承認及び放棄は、撤回することができない。
２　第九百十九条第二項及び第三項の規定は、遺贈の承認及び放棄について準用する。
（包括受遺者の権利義務）
第九百九十条　包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。
（受遺者による担保の請求）
第九百九十一条　受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を請求することができる。停止条件付きの遺贈についてその条件の成否が未定である間も、同様とする。
（受遺者による果実の取得）
第九百九十二条　受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
（遺贈義務者による費用の償還請求）
第九百九十三条　第二百九十九条の規定は、遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物について費用を支出した場合について準用する。
２　果実を収取するために支出した通常の必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。
（受遺者の死亡による遺贈の失効）
第九百九十四条　遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。
２　停止条件付きの遺贈については、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも、前項と同様とする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
（遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属）
第九百九十五条　遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によってその効力を失ったときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
（相続財産に属しない権利の遺贈）
第九百九十六条　遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時において相続財産に属しなかったときは、その効力を生じない。ただし、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認められるときは、この限りでない。
第九百九十七条　相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条ただし書の規定により有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。
２　前項の場合において、同項に規定する権利を取得することができないとき、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を弁償しなければならない。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

（不特定物の遺贈義務者の担保責任）
第九百九十八条　不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者がこれにつき第三者から追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、売主と同じく、担保の責任を負う。
２　不特定物を遺贈の目的とした場合において、物に瑕疵があったときは、遺贈義務者は、瑕疵のない物をもってこれに代えなければならない。
（遺贈の物上代位）
第九百九十九条　遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によって第三者に対して償金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。
２　遺贈の目的物が、他の物と付合し、又は混和した場合において、遺言者が第二百四十三条から第二百四十五条までの規定により合成物又は混和物の単独所有者又は共有者となったときは、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的としたものと推定する。
（第三者の権利の目的である財産の遺贈）
第千条　遺贈の目的である物又は権利が遺言者の死亡の時において第三者の権利の目的であるときは、受遺者は、遺贈義務者に対しその権利を消滅させるべき旨を請求することができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。
（債権の遺贈の物上代位）
第千一条　債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取った物がなお相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。
２　金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場合においては、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときであっても、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。
（負担付遺贈）
第千二条　負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負う。
２　受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者は、自ら受遺者となることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
（負担付遺贈の受遺者の免責）
第千三条　負担付遺贈の目的の価額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴えによって減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じて、その負担した義務を免れる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第四節　遺言の執行

（遺言書の検認）
第千四条　遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。
２　前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。
３　封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができない。
（過料）
第千五条　前条の規定により遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、五万円以下の過料に処する。
（遺言執行者の指定）
第千六条　遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。
２　遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。
３　遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。
（遺言執行者の任務の開始）
第千七条　遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。
（遺言執行者に対する就職の催告）
第千八条　相続人その他の利害関係人は、遺言執行者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、遺言執行者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。
（遺言執行者の欠格事由）
第千九条　未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。
（遺言執行者の選任）
第千十条　遺言執行者がないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。
（相続財産の目録の作成）
第千十一条　遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。
２　遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会いをもって相続財産の目録を作成し、又は公証人にこれを作成させなければならない。
（遺言執行者の権利義務）
第千十二条　遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。
２　第六百四十四条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。
（遺言の執行の妨害行為の禁止）
第千十三条　遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。
（特定財産に関する遺言の執行）
第千十四条　前三条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。
（遺言執行者の地位）
第千十五条　遺言執行者は、相続人の代理人とみなす。
（遺言執行者の復任権）
第千十六条　遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。ただし、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。
２　遺言執行者が前項ただし書の規定により第三者にその任務を行わせる場合には、相続人に対して、第百五条に規定する責任を負う。
（遺言執行者が数人ある場合の任務の執行）
第千十七条　遺言執行者が数人ある場合には、その任務の執行は、過半数で決する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
２　各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。
（遺言執行者の報酬）
第千十八条　家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によって遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。
２　第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。
（遺言執行者の解任及び辞任）
第千十九条　遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家庭裁判所に請求することができる。
２　遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。
（委任の規定の準用）
第千二十条　第六百五十四条及び第六百五十五条の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合について準用する。
（遺言の執行に関する費用の負担）
第千二十一条　遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

第五節　遺言の撤回及び取消し

（遺言の撤回）
第千二十二条　遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる。
（前の遺言と後の遺言との抵触等）

第千二十三条　前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。
２　前項の規定は、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合について準用する。
（遺言書又は遺贈の目的物の破棄）
第千二十四条　遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。
（撤回された遺言の効力）
第千二十五条　前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに至ったときであっても、その効力を回復しない。ただし、その行為が詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。
（遺言の撤回権の放棄の禁止）
第千二十六条　遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。
（負担付遺贈に係る遺言の取消し）
第千二十七条　負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行の催告をすることができる。この場合において、その期間内に履行がないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

第八章　遺留分

（遺留分の帰属及びその割合）
第千二十八条　兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額を受ける。
一　直系尊属のみが相続人である場合　被相続人の財産の三分の一
二　前号に掲げる場合以外の場合　被相続人の財産の二分の一
（遺留分の算定）
第千二十九条　遺留分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する。
２　条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。
第千三十条　贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。
（遺贈又は贈与の減殺請求）
第千三十一条　遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全するのに必要な限度で、遺贈及び前条に規定する贈与の減殺を請求することができる。
（条件付権利等の贈与又は遺贈の一部の減殺）
第千三十二条　条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利を贈与又は遺贈の目的とした場合において、その贈与又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第千二十九条第二項の規定により定めた価格に従い、直ちにその残部の価額を受贈者又は受遺者に給付しなければならない。
（贈与と遺贈の減殺の順序）
第千三十三条　贈与は、遺贈を減殺した後でなければ、減殺することができない。
（遺贈の減殺の割合）
第千三十四条　遺贈は、その目的の価額の割合に応じて減殺する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
（贈与の減殺の順序）
第千三十五条　贈与の減殺は、後の贈与から順次前の贈与に対してする。
（受贈者による果実の返還）
第千三十六条　受贈者は、その返還すべき財産のほか、減殺の請求があった日以後の果実を返還しなければならない。
（受贈者の無資力による損失の負担）
第千三十七条　減殺を受けるべき受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。
（負担付贈与の減殺請求）
第千三十八条　負担付贈与は、その目的の価額から負担の価額を控除したものについて、その減殺を請求することができる。
（不相当な対価による有償行為）
第千三十九条　不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り、これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。
（受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等）
第千四十条　減殺を受けるべき受贈者が贈与の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその価額を弁償しなければならない。ただし、譲受人が譲渡の時において遺留分権利者に損害を加えることを知っていたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。
２　前項の規定は、受贈者が贈与の目的につき権利を設定した場合について準用する。
（遺留分権利者に対する価額による弁償）
第千四十一条　受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。
２　前項の規定は、前条第一項ただし書の場合について準用する。
（減殺請求権の期間の制限）
第千四十二条　減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。
（遺留分の放棄）
第千四十三条　相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。
２　共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。
（代襲相続及び相続分の規定の準用）
第千四十四条　第八百八十七条第二項及び第三項、第九百条、第九百一条、第九百三条並びに第九百四条の規定は、遺留分について準用する。

新司法試験平成 18 年短答式民事系第 7 問の解答

ア　×
　養子は，嫡出子の身分を取得する(民法 809 条)。
イ　○
　人はその出生以前に権利能力を有しない(民法 3 条 1 項)。
　しかし，胎児は，相続については，既に生まれたものとみなされる(民法 886 条 1 項)。
ウ　○
　相続欠格や廃除の場合。
エ　○
　民法 887 条 2 項但書「ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。」
　　→相続人の直系卑属でない者は代襲相続人とならない（養子縁組をしていれば，アのとおり相続する)。なお，同様に，被相続人が養子縁組する前に連れ子がいた場合，連れ子は「直系卑属」ではないので代襲相続できない。養子縁組後に生まれた子は代襲相続できる。
オ　×
　尊属が代襲相続人となることはない。

　よって，正解は「２」。

弁護士　板谷健太郎（いたやけんたろう）

〒380-0845 長野市西後町 1597-1 長野朝日八十二ビル２階

夜明けの翼法律事務所

電話：026-217-4800　FAX：026-217-4801

HP：http://wings-lawfirm.jp/

【プロフィール】

- 昭和５０年 静岡県で出生　その後は千葉県千葉市で育つ
- 昭和５６年 商社マンの父親の転勤で中国・北京へ
- 昭和６０年 日本へ帰国
- 平成１１年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 平成１４年 「受験生の便利屋」を開業。
- 平成１５年 司法試験合格
- 平成１７年 司法修習５８期を修了　信州の自然にあこがれ，長野県にて弁護士登録
- 平成２０年 夜明けの翼法律事務所を独立開業。

【過去の取扱事件】

- 家事事件（離婚，DV 保護，遺産分割，遺言作成，相続放棄等）
- 通常事件（不動産取引，境界紛争，金銭消費貸借，賃貸借，請負，先物被害，破産，任意整理，労災，交通事故，医療事故，保険金請求，ヤミ金被害救済，土地境界紛争，欠陥住宅，名誉毀損，セクハラ問題，ゴルフ場預託金返還請求等）
- IT 関連事件（著作権法・不正競争防止法関連）
- 刑事事件（私選，国選，少年付添）

【夜明けの翼とは？】

夜明けの翼（英語で　“Wings of the dawn”）とは，旧約聖書の詩編 139 編 9,10 節に登場する言葉です。その中でダビデ王が使っている「夜明けの翼」という表現は，夜明けの曙光が翼のように移りゆく様を詩的に描写している，といわれています。　法律事務所には，悩みや相談事を抱えた方々が沢山いらっしゃいます。そういう方にとって，すがすがしい夜明けの光と感じられるような事務所でありたい，そのために，弁護士はもとより，事務員も一丸となって充実した法的サービスのご提供に努力し続けたい，という思いを込めました。

ご静聴ありがとうございました